

令和2年7月17日

広島市議会議長
山田春男様

提出者
広島市議会議員

中森辰一 中原洋美
藤井敏子 近松里子
吉瀬康平

沖宗正明議員に対する辞職勧告決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

沖宗正明議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行衆議院議員と河井案里参議院議員が東京地方裁判所に起訴された。この事件で、沖宗正明議員は、河井夫妻からの現金の受取を認めておられるが、検察は刑事処分をしないと言われている。

しかしながら、公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の第4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。つまり、現金を受け取った場合、本来3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる不法行為を広島市議会が見逃せば、広島市議会は無法容認の議会だとのそしりを免れない。市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

政治家たるものには、どのような政治的権力を持つ者に対しても、不法不当なことに対する勇気を奮って自らの判断で行動できなければならない。どのような状況下であろうと、買収行為は断固として拒否する行動ができる集団が議会でなければならぬ。

どのような理由を挙げようと、どのような行動が行えなかつたのであれば、自らの行動を恥じ、一旦は退くことが負託を受けて活動する政治家の責任である。

よって、沖宗正明議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。
以上、決議する。

令和2年7月 日
広島市議会

令和2年7月17日

広島市議会議長
山田春男様

提出者
広島市議会議員

中森辰一 中原洋美
藤井敏子 近松里子
吉瀬康平

谷口修議員に対する辞職勧告決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

谷口修議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行衆議院議員と河井案里参議院議員が東京地方裁判所に起訴された。この事件で、谷口修議員は、河井夫妻からの現金の受取を認めておられるが、検察は刑事処分をしないと言われている。

しかしながら、公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の第4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。つまり、現金を受け取った場合、後日返却したとしても、受け取った事実により、本来3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。谷口議員の場合、検察に提出したことであり、返却したことにはならない。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる不法行為を広島市議会が見逃せば、広島市議会は無法容認の議会だとのそしりを免れない。市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

政治家たるもののは、どのような政治的権力を持つ者に対しても、不法不当なことに対する勇気を奮って自らの判断で行動できなければならない。どのような状況下であろうと、買収行為は断固として拒否する行動ができる集団が議会でなければならぬ。

どのような理由を挙げようと、どのような行動が行えなかつたのであれば、自らの行動を恥じ、一旦は退くことが負託を受けて活動する政治家の責任である。

よって、谷口修議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。
以上、決議する。

令和2年7月 日
広島市議会

令和 2 年 7 月 17 日

広島市議会議長
山 田 春 男 様

提出者
広島市議会議員

中 森 辰 一 中 原 洋 美
藤 井 敏 子 近 松 里 子
吉 瀬 康 平

石橋竜史議員に対する辞職勧告決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

石橋竜史議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行衆議院議員と河井案里参議院議員が東京地方裁判所に起訴された。この事件で、石橋竜史議員は、河井夫妻からの現金の受取を認めておられるが、検察は刑事処分をしないと言われている。

しかしながら、公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の第4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。つまり、現金を受け取った場合、金額の多寡によらず、本来3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる不法行為を広島市議会が見逃せば、広島市議会は無法容認の議会だとのそしりを免れない。市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

政治家たるものには、どのような政治的権力を持つ者に対しても、不法不当なことに対しては勇気を奮って自らの判断で行動できなければならない。どのような状況下であろうと、買収行為は断固として拒否する行動ができる集団が議会でなければならぬ。

どのような理由を挙げようと、どのような行動が行えなかつたのであれば、自らの行動を恥じ、一旦は退くことが負託を受けて活動する政治家の責任である。

よって、石橋竜史議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。
以上、決議する。

令和2年7月 日
広島市議会

令和2年7月17日

広島市議会議長
山田 春男 様

提出者
広島市議会議員

中森辰一 中原洋美
藤井敏子 近松里子
吉瀬康平

木山徳和議員に対する辞職勧告決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

木山徳和議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行衆議院議員と河井案里参議院議員が東京地方裁判所に起訴された。この事件で、木山徳和議員は、河井夫妻からの現金の受取を認めておられるが、検察は刑事処分をしないと言われている。

しかしながら、公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の第4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。つまり、現金を受け取った場合、金額の多寡によらず、本来3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる不法行為を広島市議会が見逃せば、広島市議会は無法容認の議会だとのそしりを免れない。市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

政治家たるものには、どのような政治的権力を持つ者に対しても、不法不当なことに對しては勇気を奮って自らの判断で行動できなければならない。どのような状況下であろうと、買収行為は断固として拒否する行動ができる集団が議会でなければならぬ。

どのような理由を挙げようと、どのような行動が行えなかつたのであれば、自らの行動を恥じ、一旦は退くことが負託を受けて活動する政治家の責任である。

よって、木山徳和議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。
以上、決議する。

令和2年7月 日
広島市議会

令和 2 年 7 月 17 日

広島市議会議長
山 田 春 男 様

提出者
広島市議会議員

中 森 辰 一 中 原 洋 美
藤 井 敏 子 近 松 里 子
吉 瀬 康 平

木戸経康議員に対する辞職勧告決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

木戸経康議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行衆議院議員と河井案里参議院議員が東京地方裁判所に起訴された。この事件で、木戸経康議員は、河井夫妻からの現金の受取を認めておられるが、検察は刑事処分をしないと言われている。

しかしながら、公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の第4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。つまり、現金を受け取った場合、金額の多寡によらず、本来3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる不法行為を広島市議会が見逃せば、広島市議会は無法容認の議会だとのそしりを免れない。市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

政治家たるものには、どのような政治的権力を持つ者に対しても、不法不当なことに対しては勇気を奮って自らの判断で行動できなければならない。どのような状況下であろうと、買収行為は断固として拒否する行動ができる集団が議会でなければならない。

どのような理由を挙げようと、どのような行動が行えなかつたのであれば、自らの行動を恥じ、一旦は退くことが負託を受けて活動する政治家の責任である。

よって、木戸経康議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。
以上、決議する。

令和2年7月 日
広島市議会

令和2年7月17日

広島市議会議長
山田春男様

提出者
広島市議会議員

中森辰一 中原洋美
藤井敏子 近松里子
吉瀬康平

豊島岩白議員に対する辞職勧告決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

豊島岩白議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行衆議院議員と河井案里参議院議員が東京地方裁判所に起訴された。この事件で、豊島岩白議員は、河井夫妻からの現金の受取を認めておられるが、検察は刑事処分をしないと言われている。

しかしながら、公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の第4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。つまり、現金を受け取った場合、金額の多寡によらず、本来3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる不法行為を広島市議会が見逃せば、広島市議会は無法容認の議会だとのそしりを免れない。市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

政治家たるものには、どのような政治的権力を持つ者に対しても、不法不当なことに対しては勇気を奮って自らの判断で行動できなければならない。どのような状況下であろうと、買収行為は断固として拒否する行動ができる集団が議会でなければならない。

どのような理由を挙げようと、どのような行動が行えなかつたのであれば、自らの行動を恥じ、一旦は退くことが負託を受けて活動する政治家の責任である。

よって、豊島岩白議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。以上、決議する。

令和2年7月 日
広島市議会